

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 金融商品取引法

規制の名称： 大量保有報告規制の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 金融庁企画市場局企業開示課

評価実施時期： 令和元年5月7日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、既に提出された大量保有報告書の変更報告書（以下「変更報告書」という。）において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで、引き続き変更報告書の提出を求めることとなる現行制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで、引き続き変更報告書の提出を求めることとなる現行制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたが、当該規制緩和後も、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、当該規制緩和がなされなかった場合は、同様に、規制の趣旨に鑑みて過剰である状態が継続していたものと考えられる。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで変更報告書の提出を求めることは規制の趣旨に鑑みて過剰であるから、当該規制緩和の必要性は認められる。

なお、変更報告書の提出数は、規制緩和前後を通じて、下記のとおり、4,000件台後半から5,000件台の間で推移していることから、変更報告書の提出要件につき、規制の趣旨に鑑みて過剰な状況を解消する必要性は認められる。

【変更報告書（大量保有）提出件数の推移】

年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
件数	4,713	5,921	4,709	5,117	4,465	5,003	5,235

※eol データベースをもとに、金融庁作成。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、大量保有報告書の提出者において、株券等保有割合が5%以下になっているにもかかわらず、その後の変更報告書の提出義務が解除されない場合について、変更報告書の提出に要する費用が減少することが想定されていた。

具体的には、変更報告書には、変更報告書提出事由に限られず、大量保有報告書記載事項のすべてについて、変更報告書提出義務が発生した日の現況に基づいて記載することとされており、変更報告書提出義務発生日時点の情報にアップデートする必要があるなど、変更報告書の提出に一定の費用を要する。

なお、当庁が、変更報告書（大量保有）の提出件数が多い複数の金融機関に対してヒアリングを行ったところでは、変更報告書1通を作成し提出するのに必要な費用として、平均34,117円であったところ、当該規制緩和により、提出が不要となった変更報告書1通あたりにつき、平均34,117円の遵守費用が減少していると推計される。

当該規制緩和による遵守費用について、事前評価時の想定と乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、本規制緩和に係る行政費用に関し、変更報告書の提出回数が減少することが見込まれ、行政庁において、報告書の受理に要する費用が減少すると想定されていた。
事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和により、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合については、変更報告書の提出が不要となり、規制の趣旨に鑑みて過剰な状態が解消され、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。
なお、変更報告書（大量保有）全体の提出件数の推移は前記③のとおりであり、全体の提出件数には当該規制緩和以外の要因も関連していると考えられるところであるが、当該規制緩和の前年である平成24年の1年間に提出された変更報告書（大量保有）提出件数4,713件のうち、無作為に100分の1（47件）を抽出して調査したところ、当該規制緩和があれば提出を要しなかった変更報告書（大量保有）の件数は47件中2件（約4パーセント）であった。
この抽出結果からすれば、当該規制緩和前に提出されていた変更報告書（大量保有）のうち約4パーセントについて、提出が不要となったという効果が発生している。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和により、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合については、変更報告書の提出が不要となり、規制の趣旨に鑑みて過剰な状態が解消されていると考えられ、事前評価時に予測した便益と乖離はない。
この便益につき金銭価値化をすると、以下のとおりである。前記⑥のとおり、当該規制緩和により提出が不要となった変更報告書は、全体の約4パーセントと考えられるところ、平成25年から平成30年までの、変更報告書の年間提出件数の平均である5,075件の4パーセント、すなわち203件について提出が不要となったものと推計される。
そして、前記④のとおり、変更報告書1通あたり、作成及び提出に要する費用は平均34,117円であるから、年間にして、692万5751円（34,117円×203）の便益が発生したと推計される。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制緩和により、事前評価時の想定どおり、遵守費用及び行政費用は減少している一方、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで変更報告書の提出を求めるといふ、規制の趣旨に鑑みて過剰な状況が解消されるといった便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。

よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。